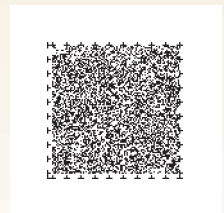


にしとうきょう し しょうがい しゃ き ほんけいかく
西東京市障害者基本計画

けいかく きかん へいせい ねんど
計画期間：平成 26 ~ 35 年度



へいせい ねん がつ
平成 26 年 3 月



1 計画策定の趣旨

本市では、平成16年度から平成25年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定し、中間年である平成20年度には、計画の見直しを行いました。

この度、同計画が計画期間終了となることから、近年の障害者福祉に関する動向も踏まえ、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする新たな「西東京市障害者基本計画」を策定することとしました。

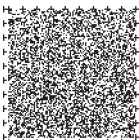
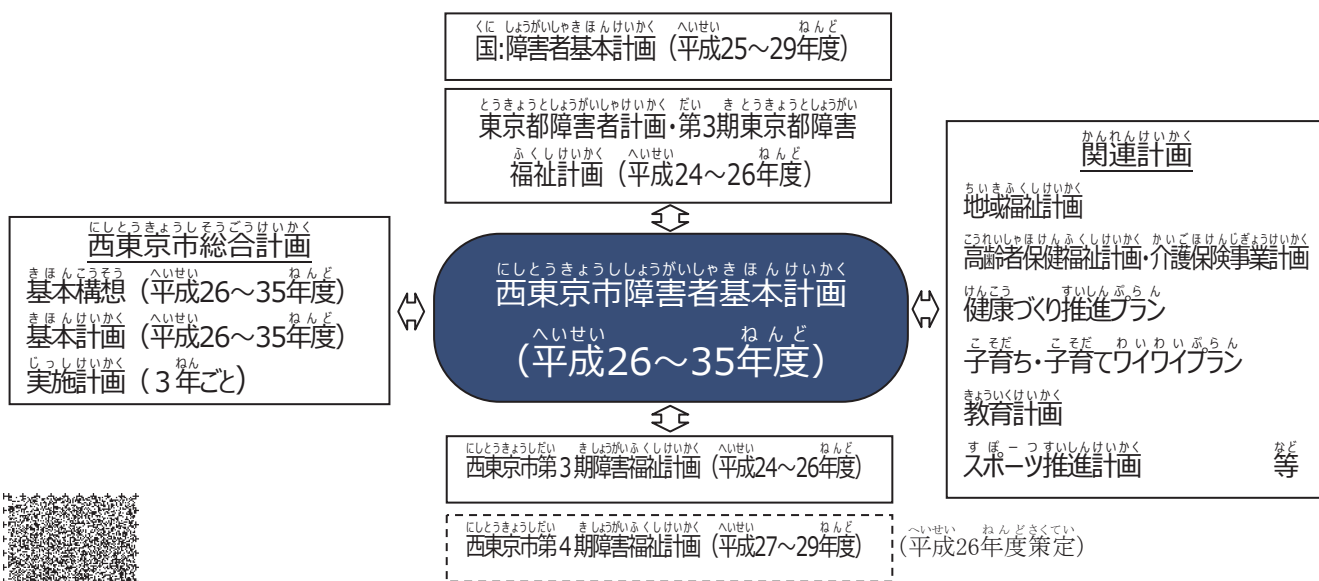
なお、本計画は、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」に位置づけられるものです。

2 障害者基本計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づく計画で、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。また、障害者自立支援法に基づいて策定している「第3期西東京市障害福祉計画」（平成24年度～平成26年度）とは、調和を保って作成しています。

なお、平成26年度には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づいて、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第4期西東京市障害福祉計画」を策定しますが、その際にも、本計画の基本的な考え方等を踏まえて策定を進めます。

また、本計画は、「西東京市総合計画」をはじめ、「西東京市地域福祉計画」「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康づくり推進プラン」、「子育て・子育てワイワイプラン」などの関連計画とも連携を図りながら、施策・事業を進めていきます。



3 計画期間

計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。
ただし、平成30年度には、計画の進捗状況等を踏まえ、見直しを行います。

4 基本理念・基本方針

本計画の策定にあたっては、「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」等での検討も踏まえ、以下のとおり「基本理念」を設定しました。

また、基本理念を実現するために、3つの大きな基本方針を定めました。本計画は、この3つの基本方針に基づき、様々な施策・取組みを積極的に推進していきます。

● 基本理念と3つの基本方針 ●



基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、

個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、

住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針1

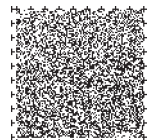
ライフステージを通じて
切れ目のない支援に取り
組みます。

基本方針2

主体的にいきいきと
活動するための支援に
取り組みます。

基本方針3

地域で安心して快適に
暮らせるまちづくりを進
めます。



5 計画の全体図

10年間の重点推進項目

- 1 障害のある子どもへの支援を充実します
- 2 障害や障害のある人への理解を推進します
- 3 相談支援体制を充実します
- 4 障害のある人の社会参加を支援します
- 5 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します



基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針

基本方針 1

ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

基本方針 2

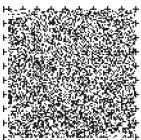
主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

基本方針 3

地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

施策の方向

- (1) 相談支援・ネットワーク
⇒ より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。
- (2) 生活支援
⇒ ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。
- (3) 教育・育成
⇒ 必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。
- (1) 雇用・就業
⇒ 障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を進めます。
- (2) 余暇活動・生涯学習活動
⇒ 障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。
- (1) 広報・啓発
⇒ 障害や障害のある人への理解を深めるための取り組みを進めます。
- (2) 生活環境
⇒ バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備を進めます。
- (3) 保健・医療
⇒ 障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉の連携を進めます。
- (4) 情報・コミュニケーション
⇒ 必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。



6 10年間の重点推進項目

アンケート調査やヒアリング調査の結果、また、「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における検討等を踏まえて、次の5つの項目を重点推進項目として設定しました。今後、本計画の計画期間である平成26年度から平成35年度の10年間において、重点的に関連施策を推進していきます。

重点推進項目 1

障害のある子どもへの支援を充実します

障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効であるとされています。しかし、アンケート調査やヒアリング調査の結果、市内における早期発見・早期療育を行う体制が十分ではないという意見が多く寄せられました。また、障害の発見から療育、教育、福祉といった支援が途切れることなく提供されることが望ましいにもかかわらず、就学や学校卒業というライフステージの節目において支援が途切れてしまいがちであるのが現状です。

今後は、早期発見・早期療育の体制をさらに充実させ、必要な療育や支援が必要な時に受けられる体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育の相互の連携をさらに進め、障害のある子どもがライフステージを通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備を進めます。また、障害のある子どもを持つ保護者に対する、メンタルケアを含めた支援についての検討を進めます。

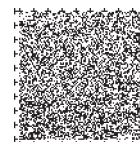
関連施策

- 早期発見・早期療育体制の充実
- 障害のある子どもを持つ保護者への支援
- 療育・教育相談事業の推進
- 障害児の放課後等の居場所の充実

重点推進項目 2

障害や障害のある人への理解を推進します

障害や障害のある人への理解については、障害のある人の社会参加が進んできたこともあり、少しずつ進んできています。しかしながら、アンケート調査やヒアリング調査の結果では、「障害があることによる差別や人権侵害を感じる」という回答の割合が一定程度あり、障害のある人が地域で生活したり外出をする上での「社会的障壁」が完全には除去されていない現状が明らかになりました。障害のある人たち



がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するためには、こうした「社会的な障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解が重要となります。

今後も引き続き、普及・啓発活動や交流会等の様々な機会や学校教育の場を通じて、障害や障害のある人への理解推進のための取組みを進めるとともに、新たな交流の機会を広げていきます。

かんれんしやく 関連施策	<input type="checkbox"/> 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	<input type="checkbox"/> 障害者団体の交流機会の活用
	<input type="checkbox"/> 障害者総合支援センターと地域の交流促進	<input type="checkbox"/> 障害のある人をサポートする仕組みの検討

重点推進項目 3

相談支援体制を充実します

アンケート調査やヒアリング調査の結果から、各ライフステージや相談の内容によって相談窓口が異なることで、相談の情報が途切れてしまい、相談者は窓口が変わる度に何度も同じ内容を説明しなければならないという現状が明らかになりました。また、地域活動支援センターについては、知的障害者の利用を中心とするものが市内に設置されていないのが現状です。こうした現状を改善し、ライフステージを通じて切れ目のない支援を提供するためには、個々の相談窓口の充実とともに、それぞれの相談機関が相互に連携することが大切です。

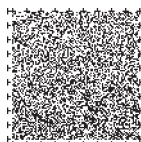
今後は、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの新設を含めた相談窓口の充実と、「基幹相談支援センター」を含めた相談機関のネットワーク化の推進等、相談支援体制の充実に向けた検討を継続します。

かんれんしやく 関連施策	<input type="checkbox"/> 相談機関相互の連携の推進	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実
-----------------	---------------------------------------	--

重点推進項目 4

障害のある人の社会参加を支援します

障害のある人が主体的に社会の中でいきいきと活動できるよう、障害のある人の就労や日中活動といった社会参加に対する支援を行います。具体的には、一般就労へとつなげるための支援として、障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者



施設等への優先調達等を通じ、障害のある人が働きやすい環境づくりを進めます。
 また、就労訓練の場の拡充に向け、民間法人による就労継続支援や就労移行支援等の事業所の誘致を進めます。

日中活動の場の確保としては、知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置に向けた検討を進めるとともに、文化・芸術・スポーツ等の活動や生涯学習、余暇活動に対する支援を継続します。

かんれんしさく 関連施策	○ 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置 ○ 就労援助事業の実施
	○ 就労機会の拡大 ○ 授産製品の販路拡大 ○ 障害者施設等への優先購入(調達)の推進
	○ 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致

重点推進項目5

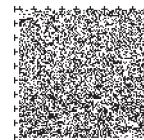
地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのまちづくりを、ハード、ソフトの両面から推進します。

ハード面では、公共交通機関や公共施設をはじめとした建造物、道路等のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、防災・防犯対策を継続的に実施してまいります。ソフト面では、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」との連携により、成年後見制度等の権利擁護のための制度・事業の利用促進と普及に努めるとともに、平成24年10月に設置された「障害者虐待防止センター」において、窓口での適切な対応や虐待防止に関する普及・啓発活動を継続してまいります。

また、障害のある人の保護者の高齢化が進む中、「親亡き後」の生活に不安を感じる声が多くあげられていることから、障害のある人の地域における居住の場として、民間法人によるグループホーム等設置の誘致を引き続き進めてまいります。

かんれんしさく 関連施策	○ 障害者虐待防止センター機能の充実 ○ 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
	○ グループホーム等の整備 ○ 人にやさしいまちづくりの推進
	○ 災害時要援護者避難支援プランの作成





にしとうきょうししょうがいしゃきほんけいかく がいようばん
西東京市障害者基本計画【概要版】

へいせい ねん がつ
平成26年3月

はっこう にしとうきょうしふくしゅうしょうがいふくしか
発行：西東京市福祉部障害福祉課

〒202-8555

とうきょうとにしとうきょうしなかもち ちょうめ ばん ごう
東京都西東京市中町1丁目5番1号

でんわ 電話 042-464-1311 だいひょう (代表)

